

「キャンパス・アジア」モニタリング 自己分析書

平成25年5月

「東アジア『ユス・コムーネ』（共通法）形成にむけた
法的・政治的認識共同体の人材育成」

名古屋大学

<目 次>

I	構想にかかる基本情報および目的、進捗状況	
1.	基本情報	1
2.	構想の目的、概要、進捗状況	1
II	基準ごとの自己分析	
基準1	教育プログラムの目的	6
基準2	教育の実施	
基準2-1	実施体制	8
基準2-2	教育内容・方法	10
基準2-3	学習・生活支援	13
基準2-4	単位互換・成績評価	15
基準3	学習成果	16
基準4	内部質保証システム	17

I 構想にかかる基本情報および目的、進捗状況

1. 基本情報

1. 大学名	名古屋大学	
2. 構想名称	【和文】	東アジア『ユス・コムーネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
	【英文】	Training Human Resources for the Development of an Epistemic Community in Law and Political Science to Promote the Formation of “jus commune” in East Asia
3. 取組学部・研究科等名	大学院法学研究科・法学部 法政国際教育協力研究センター	
4. 海外の相手大学	【中国】	中国人民大学・法学院、清華大学・法学院、上海交通大学・凱原法学院
	【韓国】	成均館大学・法学専門大学院/社会科学部、ソウル国立大学・法科大学

2. 構想の目的、概要、進捗状況

○構想の目的及び概要

現在、経済的・文化的に非常に強く結び付いている日中韓三ヶ国は、将来に向けてさらにその連携を深めていくとともに、アジア全域に対して共同して指導力を発揮していくことが求められている。そのために重要なのは、政治・経済・外交的な連携の基礎となる社会的インフラストラクチャ、なかでも法を共有するとともに、それを三ヶ国で協調して運用することのできる人材を育成することである。また、ここで共有される法は、アジアにおける法の現状と理念を反映したものである必要がある。そこで本構想では、東アジアのユス・コムーネ(共通法)の形成を目的として、①日中韓の法・政治・社会の現状に関する知識とその運用能力を持ち、共通法の形成に積極的に参画しうる人材、②共通法形成の基礎となる法情報・法令用語の共有化に向けた新しい比較法学を担う人材の育成、③その成果を他のアジア諸国(特に体制移行国)の法発展に応用し、法整備支援を通じて新たな法の形成・運用を支援しうる人材を養成することを目的とする。

【背景】①世界的に進行しているグローバリゼーションは、経済的側面にとどまらず、その基盤となる法制度の統一・共通化を要請している。すでに欧州では欧州人権条約やEU消費財売買指令といった形で、民商法領域に留まらないユス・コムーネ形成が進展してきた。東アジア地域においてもこの動向に応える必要があるとの声は、次第に強まっている。だがその際に留意すべきなのは、法や人権のあり方が世界的に統一的なものなのか、一定の地域性を持ったものかという点である。欧米的理解とは一線を画した「アジア的人権」論が1990年代以降のアジア諸国で主張されたように、社会の現実や文化・伝統法のあり方に大きな差異があるこ

とを考えれば、この地域に適したアジア的な法概念の可能性を、人権保障のあり方を含め、真剣に検討する必要がある。

②その際、日中韓の東アジア諸国がいわゆる「漢字文化圏」に属することは重要である。欧米起源の法体系を受容するにあたって、明治維新以降の日本による翻訳作業が中国・韓国の法令用語に大きな影響を及ぼしてきた。無論、歴史的経緯やその後の発展により同じ起源を持つ語であってもその意味が異なるようになった事例も多く存在するが、情報科学の知見を活用して法情報データベースを構築することにより、法令用語の共通化やそれを基礎としたユース・コムーネの形成が急速に進展する可能性がある。

③また、三ヶ国を囲むベトナム・カンボジア・モンゴル・ウズベキスタンなどアジアの体制移行国に対しては、日本・韓国が法整備支援を行なってきており、近年では中国もそこに加わっている。当然ながら、法整備支援という事業を成功させるためには、被支援国の法文化や現行法に対する深い理解が必要である。日中韓の研究者が共同して、アジア諸国の法・政治をめぐる過去と現在について本格的に調査・研究し、その成果を若い世代へと還元していくことは、三ヶ国にとどまらず広くアジア諸国にとって重要な意味を持ち得る。

【具体的構想】これらの課題はいずれも、一朝一夕に解決可能なものではない。長期にわたる努力を支えるためには、継続的な学生相互交流を含む、本格的な人材教育交流が必要である。本構想では、日中韓各大学の法学部・社会科学系学部による共同の教育を進めることにより、三ヶ国およびアジア地域において将来的に法曹・研究者・公務員(国際・国家・地方)・企業人として活躍することのできる人材を、主として学部レベルにおいて育成することを目指す。

具体的には本プロジェクトに参加する優秀で意欲のある学生を1年次教育の終了時に選抜し、2・3年次に共通カリキュラムによる教育を進める。まず2年前期には各国での準備作業として自国の政治・法体系について学修するとともに、外国語能力を強化する(英語のレベルアップ+中国語・韓国語初歩(日本の場合))。2年後期～3年次には各大学へ留学し、共通講義を受講する。コアカリキュラムとして、①各国の法・政治に関する入門講義、②社会科学的素養と国際社会への視野を養うための世界を対照とした比較法・政治を扱う講義、③社会科学分野に特化したものを含めた語学科目を設定する(各大学で3分野×2科目×2単位=12単位)。また、各大学で開講されている英語による授業等への出席も認める。

規模としては、毎年本学から中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を派遣する。また、中国・韓国の大学からそれぞれ5名、計10名の学生を受け入れる。コアカリキュラム以外も含め、相互の授業は単位の相互認定が可能となるように制度化する。また、本構想の中心は学部学生の教育に置かれるが、附属的プログラムとして各国の法科大学院学生・大学院生の部分的参加を認める。これにより、これまでは難しかった大学院水準の学生たちについても、交流の機会を促進する。

本構想は、名古屋大学大学院法学研究科・法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が1990年代より開始したアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業の膨大な経験の蓄積によって、はじめて可能となるプロジェクトである。

○平成24年度末までの取組状況

【平成23年度の取組状況】

[実績]

①中国・韓国の協力校との情報交換・打ち合わせの実施

本プログラム採択直後から中国・韓国の協力校との情報交換・打ち合わせを行った。中国の主管校および参加校とは、12月に中国人民大学法学院および清華大学法学院と、1月には上海交通大学凱原法学院

と、それぞれ実施した。韓国の主管校および参加校とは、1月に成均館大学とソウル大学との間で実施した。また、1月には中国北京に全主管校が集まり、情報交換・打ち合わせを行った。これらの情報交換・打ち合わせにより、参加校同士にお互いの事情や要望などについて情報を共有し、また、共通認識を増やすことが出来た。その結果、本プログラムの内容の確定にむけて大きな前進があった。

②中国・韓国での受け入れ準備状況と派遣における要請事項の調査

中国とは1月に、韓国とは3月に、それぞれ1年間の派遣及び、事前研修・附属プログラムの受入準備状況と派遣における要請事項について調査を行った。これにより、学生交流における課題を把握し、本学における取組の改善に反映させることができた。

③各国における Quality Assurance（以下、QA）実施委員会の立ち上げ

1月には日本におけるQA実施委員会を立ち上げ、カリキュラム、シラバス、成績評価基準、単位授与、成績評価および単位互換に関わる内容を充実化し、また制度を整える作業を行った。1月には北京において各大学のQA実施委員会からなるQA協議会が設立され、参加学生に対して提供される共通科目の具体的内容、単位授与、成績評価および単位互換等について基本的な合意をみた。

④参加学生を対象とした英語・中国語・韓国語特別クラスの立ち上げ

2月には、参加学生を対象とした英語・中国語・韓国語特別クラス、および中韓の主管校から招聘した特任教授・講師による中国法および韓国法に関する講義ならびに文化交流ガイダンスを立ち上げた。学生には、英語と派遣希望国の言語の授業を毎週3時間ずつ提供することにした。これらの語学特別講義によって、学生の派遣国での学校生活や日常生活に必要な言語能力を備えられるようにしている。言語教育とともに、中国法と韓国法の講義を導入することで、学生に派遣国の法学に関する基礎知識の提供を図った。

⑤中国・韓国への学生派遣、予備教育の実施

中国には3月に7名の学生を、また韓国には2月に4名の学生を派遣して、9日間の事前研修を実施した。研修では、著名な学者による特別講演、裁判所や法律事務所の訪問、大使館領事部・政治部の訪問（中国）、派遣先大学での学生間の交流、中国・韓国の歴史や文化体験などを通じて、派遣後の教育と生活について実体験する機会を与え、派遣後の教育効果の向上を図った。

⑥日中韓のQA協議会と国際シンポジウムの開催

2月に、名古屋で国際シンポジウムを開催し、参加機関の代表が集まって、本取組の計画、意義および展望についての報告と討論を行った。また、1月（北京）、2月（名古屋）、3月（上海）に三カ国の大学によるQA協議会（第二回）を開催し、（1）各参加大学における本プログラム実施計画に関する情報交換、協議、調整、（2）各参加大学のカリキュラム、シラバスおよび成績評価に関する打ち合わせ、（3）各参加大学の単位授与、成績評価および単位互換の実施に関する情報交換、協議、調整などを行った。

[成果]

上記①および②：中国と韓国の受入準備状況と派遣における要請事項に関する調査を通じて、日本から中・韓への派遣と中・韓から日本への派遣をよりスムーズに行うための体制を構築することができた。

共通講義および選択講義の開設、既存の英語による講義の状況、インターンシップの実施状況および語学プログラムの実施状況など教育面に関する準備状況、ならびに宿舍の手配、生活および勉学をサポートする教員・チューターの配置状況の確認を実施した。各国間でこれらの状況に微妙な差異が存在するため、それをすりあわせ、調整し、均質でしかも質の高い教育を参加学生に提供するための体制を構築することができた。

上記③および⑥：QA 実施委員会と QA 協議会の活動を通じて、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度の整備、担当者の準備などを進めることができた。

共通講義の内容の確定、履修科目数、単位（成績）認定、本プログラム修了学生に対するディプロマの授与などに関する制度整備をはかった。これにより、関連する名古屋大学法学部規定の改正作業に着手した。

上記④および⑤：中国・韓国への本学学生の派遣・短期教育によって、学生に対して現地での教育経験を与えるとともに、各大学には、派遣と受入の実践的練習の期待が与えられることとなり、これによって双方の受入準備が整えられた。

2月・韓国および3月・中国に実施された学生派遣（事前研修）により、参加学生は現地での教育経験を通じて、中国および韓国における法と政治の現実の一端に触れることができた。参加学生の受けたインパクトは大きく、意識と意欲の大幅な向上が見られたのみならず、本プログラムに参加していない他の学生への影響も見受けられた。また、事前研修を総括し、語学および法と政治に関する事前教育プログラムの改善にも取り組むなど、教員への意識にも影響を与えている。

上記⑥：2月に名古屋で開催された国際シンポジウムにより、本取組みを内外の教育界に情報発信され、関心と支持を促した。

第二回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議を名古屋で開催し、日中韓の主管校・参加校の関係者をはじめ50名以上にものぼる参加者を得た。会議の一部は日本経済新聞でも報道され、会議終了後、本プログラムに関する問い合わせのメールが来るなどの反響があった。

【平成24年度の取組情況】

[実績]

①新入生及び在学生向けのキャンパス・アジアの説明会と参加学生を対象とした語学教育及び予備教育の実施

平成24年度入学学生に対して、本プログラムの趣旨に関する説明会を行った。その上で、10月からは、本プログラム参加希望学生に対し、事前教育を開始した。

②QA 協議会の開催（7月：ソウル、3月：北京）

各参加大学から本年度派遣される学生につき、各大学において選抜を行い、これを QA 協議会にて審議し、確定した。また、本プログラムにもとづく共通教育の教育内容、成績評価等にかかるガイドライン及び改善点、各参加大学のカリキュラムを確認した。

③各参加大学の長期学生の派遣・受入開始

8月から9月にかけて、各参加大学で学生の派遣及び受入を実施した。

④中国・韓国・ASEAN 諸国からの附属プログラム学生と事前研修参加学生の受入

附属プログラムと事前研修の一環として、各国の学生に日本の教育と生活について体験する機会を与えることを目的に、8月にインターナショナル・サマーセミナーを開催した。特にベトナムおよびカンボジアにおいて本学が設置する日本法教育研究センターなどの学生を招聘し、東南アジアと東北アジア（日中韓）の学生との交流を通じて、キャンパス・アジア事業のさらなる波及を図った。

⑤国際シンポジウム「第三回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議」の開催

日中韓参加校による国際シンポジウム「第三回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議」を開催し、本取

組の意義と現状の公表・普及とあわせ、本プログラムの長期継続を視野に入れた国際的成果を確認した。

⑥ 派遣学生に対するケア及びインターン先の手配

派遣地で学生が学業を進めるにおいての問題点を点検し、その改善策を模索した。その上、学生の方の実用的感覚を養うために、インターン先を手配及び提供した（12月）。

⑦ 韓国・中国への附属プログラム及び事前研修参加学生の派遣

キャンパス・アジアの事前教育を受けている新入生の教育効果を向上させるために、派遣希望国の教育と生活について体験する機会を与えた。そして、附属プログラムとして、本学の法科大学院生を四人ずつ選抜し、中韓の法科大学院生との交流を図った（2～3月）。

〔成果〕

上記①：入学の段階から積極的な広告活動を行うことで、学生に参加の機会を広く与えると同時に、本事業により良い人材に参加させることを可能にした。参加学生を対象とした予備教育及び語学教育を通じて、派遣後の現地における教育を円滑かつ充実したものにする事ができた。

上記②：QA 実施委員会と QA 協議会の活動を通じて、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度の整備ならびに改善などができた。

上記③：本プログラム開始以降、各参加大学の間で初めて学生の派遣と受入を実践することができ、それを通じて準備が万全となることを目指すとともに、本プログラムの改善に寄与することができた。

上記④：各参加大学から派遣を希望する学生を選抜し、日本での教育経験を与えることによって、今後の学習の動機付けとなるとともに、次年度に派遣が予定されていた学生の教育向上をもたらすことができた。さらにこのような交流は、将来の東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体形成を担う人材が集う環境を整備することに重要なきっかけとなった。

上記⑤：第三回 CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議により、本プログラムに関する情報を内外に発信し、関心と支持を促した。同会議には日中韓の主管校・参加校の関係者をはじめ 50 名以上にものぼる参加者を得た。これまでに 3 回開催された CAMPUS Asia 法学院長・学部長会議での報告および質疑応答をまとめた資料を作成し、公表した。これを世に問うことによって、よりいっそうの質の向上を図っている。

上記⑥：派遣後、一学期を過ぎた時点で中間点検を行うことにより、派遣学生が学業を進めるにおいての問題点を改善することができた。また、現地でのインターンシップの手配を通して、学生には、法と政治専攻を生かした実用的感覚を養う機会を与えることができた。

上記⑦：2月・韓国および3月・中国に実施された学生派遣（事前研修）により、参加学生は現地での教育経験を通じて、中国および韓国における法と政治の現実の一端に触れることができた。参加学生の受けたインパクトは大きく、意識と意欲の大幅な向上が見られたのみならず、本プログラムに参加していない他の学生への影響も見受けられた。また、事前研修を総括し、語学および法と政治に関する事前教育プログラムの改善にも取り組むなど、教員への意識にも影響を与えている。

Ⅱ 基準ごとの自己分析

基準 1 教育プログラムの目的
海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

1. 基準 1に係る現況の説明

a) 教育プログラムの目的(育成する人材像を含む)の設定

- ・定期的に開催される各参加大学の学部長による会議において、人材育成の社会的・学術的な必要性について検討・分析するとともに報告書としてまとめ、プログラム目的に対する認識が調整・共有される。
- ・学際間人材、アジアから世界に向けて発信できる人材の育成というターゲットは明確で、参加大学すべてで共有されており、派遣学生の受入校では語学はもちろん法学・政治学にわたる共通必修科目を設置しており、育成する人材像に求められる知識・スキル・態度等の学習成果を含めて明確に定められている。
- ・本プログラムは、名古屋大学大学院法学研究科・法学部および名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）が 1990 年代より実施しているアジア諸国に対する法・政治研究、法整備支援事業の膨大な経験の蓄積によって、はじめて可能となるプロジェクトであり、これは国内唯一であるばかりでなく、世界的にもきわめてユニークな取り組みであり、高く評価されている。これらの取組を通じて、今後必要となると考えられたのが本プログラムの育成すべき人材像であり、本プログラムの目的である。
- ・本プログラムは東アジア地域における法的・政治的認識共同体のためのグローバル人材育成を目的としており、そのためには参加大学との共同の教育プログラムが必要であるということで認識が一致しており、これが共通必修科目の設置につながっている。
- ・本プログラムの目的を達成させるために、参加大学間で締結した「Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation」および「Establishment of a supportive core for CAMPUS Asia Jus Commune Triangle Agreement for Academic Exchange and Cooperation」（以下、協定書とする）では、学生の交流、教員、研究者及び職員との交流、学術資料、刊行物及び学術情報の交換、共同研究及び各大学の利益となるその他の活動を協力して行うことが明確に定められている。

b) 教育プログラムの目的の大学間での共有

- ・協定書の制定と締結により、プログラムの目的が共有され、運営指針として機能している。
- ・本プログラムは名古屋大学の国際化戦略「名古屋大学から Nagoya University へ」の中に位置づけられていることから、本プログラムの目的が、自大学の目的や国際化戦略の中に位置づけられ、関係者に共有されていると言える。
- ・本プログラムは、現時点では学部学生を中心とし、共同学位を目的とはしていないが、将来的には修士課程に在籍する大学院生にも一部開放し、デュアル・ディグリーもしくはジョイント・ディグリーの実現に向けて努力することで、各大学の認識が一致している。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 1 における本プログラムの取組状況は「進展している」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・目的と成果のフィードバックと今後もプログラムを持続させるための具体的な取り組みが必要である。
- ・学部レベルでのデュアル・ディグリーの実現は、各国の学位認証システムからして、現実には難しい。
- ・中国の参加大学は、学部より大学院の交流を深める意思が強いので、プログラムの目的を調整する必要がある。

基準 2 教育の実施
基準 2－1 実施体制
目的を達成するための体制が、参加大学等の間で適切に構築され、機能しているか。

1. 基準 2－1 に係る現況の説明

a) 組織体制

- ・参加大学間で運営体制や学生に対する責任、経費の配分等の基本的方針は、協定書で明確化され、機能している。
- ・本プログラム参加大学は、協働して、本プログラムの質を保証するための Quality Assurance 協議会(以下、QA 協議会)を設立した。QA 協議会は定期的(年2～3回)に、各国持ち回りで開催され、本プログラムの運営方法や課題等(具体的には、派遣・受入学生の選抜・確定、共通科目の教育内容、成績評価等にかかるガイドラインの作成・改訂、参加大学のカリキュラムの確認、成績評価、単位認定など、質の保証された教育の共同実施を可能にするために必要な制度について)の検討が行われている。また、QA 協議会および毎年1回開催される学部長会議を通じて、各々最高レベルの意思決定ならびに実務レベルの決定事項を行っている。また、参加大学の教職員相互で日常的な連絡体制が構築され、機能している。
- ・入学生に対する指導教員体制が構築されている。また、参加大学の指導教員および講義担当教員が派遣学生と直接面談することにより、学習面・生活面での指導を行っている。
- ・「取組学部・研究科及び学内における採択プログラムの実施体制表」のとおり、自大学における教育プログラムの責任体制は構築されている。

b) 教職員

- ・中国・韓国の法律学・政治学を専門とする教員、中国への留学経験のある教員、日本で学位を取得した中国人・韓国人教員を本プログラムの中心に配置するとともに、英語による講義が可能な教員(日本人および外国人)を確保・配置することによって、国際的な対応能力の高い教職員による教育を実施している。また、日本人学生の事前教育を担当する教員として外国人非常勤講師(英語1名、中国語1名、韓国語1名)を、海外からの留学生のために日本語教育を担当する非常勤講師(1名)を、それぞれ雇用するとともに、中韓の参加大学から1名ずつ、法と政治に関する事前教育を担当する教員を特任教員として招聘し、さらに本プログラム専従の事務職員には海外留学・海外勤務の経験を有する者を採用することによって、国際的な対応能力の向上に努めている。
- ・部局としての取り組みの一環で、12年5月に留学生対応にかかるFDを実施し、部局全体の対応能力向上を図った。FD・SD という形式ではないが、少なくとも毎月1回、本プログラムに携わる教職員(非常勤講師を除く)による会議を開催し、またメーリングリストやデータベースを作成し、これらにより経験と情報を共有化することで対応能力の向上に努めている。
- ・自大学の国際部国際学生交流課が留学生に対するケア及び生活面におけるガイドラインを作成しているが、それをベースに、本プログラム参加学生(受入・派遣)のためのガイドライン作成を行っている。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 2－1 における本プログラムの取組状況は「進展している」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・教職員の FD、SD を強化する必要がある。
- ・韓国の参加大学と中国の参加大学との間の意思疎通がうまく図られなかったことがあったため、日本側のさらなる積極的な関与が求められている。
- ・自大学において、受入学生に対するより充実した教育を提供するために、教務関係、留学生関係の学内支援体制をより強化する必要がある。

基準 2－2 教育内容・方法

目的を達成するために適切な教育内容や教育方法が共同して検討され、実施されているか。

1. 基準 2－2に係る現況の説明

a) 教育内容・教育方法

・日中韓の参加大学におけるカリキュラム構成や科目の情報については、年 2～3 回開催される QA 協議会および年 1 回開催される法学部長・院長会議を通じて共有されている。

・3 か国で共通した人材育成を目指すために、QA 協議会での検討・協議を経て、共通科目(現地の法律学・政治学入門、社会科学のための現地語学習、社会科学的素養・国際社会への視野を養う講義)を設定することとされ、実施されている。また、主管校(中国人民大学、成均館大学および名古屋大学)においては、共通科目と選択科目が提供されている。

・本プログラムでは、留学先において英語、または現地語による法律学・政治学の講義、および現地語を習得するための特別授業が提供されている。これら大学の中での教育とは別に各種の課外活動の場を用意し(12 年度の実施例として、東京・最高裁見学、広島・岡山への社会学習等)、留学先の社会を内在的に理解する機会を提供している。特に、日本からの長期派遣学生は、派遣前の 1 年間に実施される事前教育を受講することで、派遣時ではすでに語学および現地の法律学・政治学の基礎を身につけており、一般の留学生に比して派遣後の学習効果が格段に高いとの評価を受けている。また、事前研修や中国・韓国の参加校から招聘する特任教員・中国・韓国の参加大学からの留学生との交流を通じ、派遣後の学習・生活がきわめてスムーズとなっている。このように、本プログラムが参加大学との国際共同プログラムであることが、留学を単なる現地での生活経験や初歩的な語学能力の習得というレベルに止めることなく、より高度かつ専門的な語学力及び知識の習得を可能とし、それが付加価値や国際競争力の向上に繋がる。

・本プログラムでは、中韓への派遣を希望する日本人学生に対し、長期研修や短期研修、および、それに係る教育活動を行っている。これらは、学生が育成する人材像に期待される知識やスキルを身につけることができるように意図されており、活動の中には日中韓の法・政治・社会に関する知識だけでなく、身をもって体験することができるという内容が含まれ、これが目指す人材育成に繋がっている。

具体的には、以下の教育活動を行っている。

【長期派遣学生】

- 1) 英語、中国語または韓国語、中国または韓国の法律学および政治学に関する 1 年間の事前教育
- 2) 定期的に外国から講師を招聘しての特別講演
- 3) 留学に向けた事前研修としての、中国・韓国への短期研修(2 週間程度)
- 4) 中韓からの受入学生と長期派遣予定の日本人学生をペアとしての相互学習
- 5) 派遣先大学における 6 科目の必修科目(共通科目)+選択科目の提供(専門科目教育)、加えて、語学教育として、少なくとも半年間の現地語(中国語・韓国語)研修の提供
- 6) インターンシップ(予定)

【短期派遣学生】

特別講演、2 週間程度の短期派遣

・中国と韓国からの長期受入学生 10 名に対しては、英語による六つの共通科目(Introduction to Japanese

Law, Introduction to Japanese Politics, Japanese for Social Science 1, Japanese for Social Science 2, Comparative Legal Study in Asia, Comparative Politics in Asia)を開設している。また、様々な選択科目(日本語もしくは英語)も提供することで、彼らの滞在期間中には、日本の法および政治に関する全般的な知識が習得できる環境が整備されている。これにより、参加学生が将来東アジア共通法の形成に貢献しうる人材に育成するという本プログラムの目的と合致させている。また、中韓の参加大学(受入大学)でも同様の講義が提供され、このことから、本プログラムが一つのプログラムとして構成されていると評価できる。

- ・日本での短期受入学生に対しては、2012 年 8 月に名古屋市内の弁護士事務所 5 カ所においてインターンシップを実施し、また長期受入学生に対しては、2013 年 3 月に「Daewoo Japan」における 1 週間ほどの企業研修を行った。また、2013 年 8 月には派遣先でのインターンシップ実施を予定しており、協議が進められている。

- ・日本においては留学生センターにおける日本語学習の保証がされている。また、中国、韓国においても、言語コース等における現地語の学習が進められている。また、共通科目として設定されている「社会科学のための日本語／中国語／韓国語」において、言語学習を通じた社会科学の学習が進められている。

- ・本プログラムは英語での学習を基本としているため、参加学生は基本的には英語による講義を履修している。6 つの共通科目をはじめ、24 の法律学・政治学に関する英語講義が提供されている。紙媒体およびインターネットによる英語のシラバスが用意されており、加えて、留学生担当講師やチューター、および日本人学生のボランティアサークル SOLV (School of Law Volunteers, 以下、SOLV とする) によるケアもあり、外国人学生が履修しやすい教育環境にある。

- ・e-learning システムを用いた特別講演の聴講を実施しているため、遠隔地においても日本における講演を聞くことができる。

b) 学生受入

- ・日本から中国・韓国への派遣学生、及び両国から日本への受入学生は、ほぼ予定通り 5 名ずつという双方向性が保たれている。

- ・日本が受け入れている中国・韓国の学生のレベルは専門知識・語学力とも非常に優れており、優秀な成績を修めている。一方、日本から派遣している学生(第一期長期派遣学生)の中には、主に英語力の問題から、単位取得に困難を生じる場合もある。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 2-2 における本プログラムの取組状況は「進展している」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・法律学・政治学に関する英語による講義が 24 科目用意されているが、極めて積極的な一部の学生のニーズに対応し切れていないところもあるため、その拡充を図る必要がある。

- ・日本からの第一期長期派遣学生の中に、その語学力(英語)から一部講義の履修に問題が生じた。初年度派遣学生であったため事前学習の体制が万全でなかったという点も考慮すべきであるが、派遣前の段階で語学力をより強化させる必要がある。

- ・派遣先大学において英語で開講されている専門科目がやや少ないことから増加を要請している。

- ・中国・韓国からの長期受入学生に関しては、派遣元の大学における派遣前の事前教育が十分に行われて

[大学名：名古屋大学]

いるとは言い難いため、実施を要請したい。

・中国側の主管校が法学院(法学部)であることから政治学の科目が弱く、また、韓国においては法科大学院の発足とともに法学部が消滅したことから法学関係の選択科目が大学院のものに限られるという状況が生じた。このように、三カ国の制度の差によって発生する問題が存在しており、これを解決する方策を QA 協議会の中でも検討中である。

基準 2－3 学習・生活支援

学生が適切に学べる環境を形成し、学習・生活面の支援を行っているか。

1. 基準 2－3に係る現況の説明

a) 学習支援

- ・QA 協議会での検討を通じ、講義科目、単位認定等については情報の共有を行っていたが、初年度の学生派遣(交換)の際には、一部でシラバスの入手等の具体的な情報交換が難しかった。しかしながら、平成 24 年度末では、カリキュラムや科目に関する具体的、詳細な情報の交換と共有は実現している。
- ・本プログラムは参加学生の入学・卒業に直接の関係を有しないことから、参加大学間のアカデミック・カレンダーに関しては大きな違いはないため、これまでのところでは問題は生じていない。
- ・現地での単位取得に支障が生じた学生がいた場合の対応方針について、協定書等では特に定めていないが、問題が生じた場合に派遣元大学から教員を派遣する等の個別対応を行っている。
- ・中国・韓国へ派遣を希望する学生には、事前教育として、英語、中国語、韓国語の語学教育、及び、中国法・政治、韓国法・政治の教育を 1 年間実施している。
- ・中国・韓国への派遣学生に対しては、およそ派遣後 3 ヶ月を目途として現地に教員を派遣し、派遣学生本人に対して現地での生活・学習状況に関するインタビューを行うとともに、受入大学の責任者ならびに講義担当者に対しても、派遣学生の生活・学習状況に関するインタビューを実施している。今後は、テレビ会議システムを利用した定期的な面談も行う予定である。
- ・中国・韓国からの受入学生に対しては、中国人教員、韓国人教員が履修指導を行ったり、学内各種資料の翻訳や諸手続の支援を行ったりしている。また、受入学生一人に対して日本人学生一人をチューターとして配置し、週に一度以上対面で言語や学習のサポートを行っている。さらには、部局所属の留学生担当講師および SOLV による生活面・学習面のケアも行っている。
- ・受入学生に関しては図書館の利用は自由にできるようになっており、IT 機器に関しても、iPad や PC、電子辞書、法律に関する CD-ROM の貸し出しなどを行うなどして、学習環境の整備に努めている。

b) 生活支援

- ・中国・韓国からの受入学生に対しては月額 8 万円の奨学金を支給するとともに、日本側が賃借料の全額を負担する形で学内の寮を提供している。中国・韓国への派遣学生に対しても、授業料は免除され、また各国の大学から奨学金も支給され、宿舍の提供も行われている。これらの情報に関しては、留学前に学生に提供されている。また、各国政府による支援の差が存在する中で、参加大学の努力によって、支援体制が整いつつある。特に、中国人民大学法学院からは、中国政府からの奨学金支給がなされていない時点で独自の奨学金支給が行われ、また成均館大学からは派遣学生に対して宿舍の提供(無償)が行われるなど、「参加大学による一つのプログラム」として学生に対する待遇に差が生じないよう努力している。
- ・中国・韓国からの受入学生に対しては、来日前に生活支援の情報を適切に伝達する(ハンドブックの送付)とともに、来日後に生活、語学、履修関係等の様々なオリエンテーションを行っており、また、外国人登録をはじめとする諸手続には引率者を配置して、一切が円滑に進むための体制を構築している。言語や生活面の支援に関しても、中国人教員、韓国人教員やチューター、留学生担当講師および SOLV によって定期的に行われている。

[大学名：名古屋大学]

- ・災害時等のリスク管理については、自大学が災害情報の提供および安否確認に関するシステムをすでに構築しており、これを活用している。
- ・中国・韓国への派遣を希望する学生に対して、事前研修の機会を利用して派遣先の大学を訪問し、自らの目で確かめ、体感する機会を与えている。その上で、派遣が決定した学生には派遣前にオリエンテーションを実施し、派遣先での生活支援の状況を的確に伝える機会を設けている。また、派遣後 3 ヶ月を目途に、自大学から教員を派遣し、学生との面談を通じて各種の生活支援を行っている。災害に限らず、緊迫した社会情勢になった際は、受入れ校に対し、派遣学生の保護を求めるとともに、学生に対して個別に聞き取り調査等を行っている。なお、中国には上海に名古屋大学事務所があり、緊急時には同事務所を拠点として速やかに対処する体制が構築されている。また、北京、上海およびソウルに名古屋大学同窓会があり、これら同窓会の支援も得られる体制を構築している。
- ・日本人学生の間では、1 期生と 2 期生とが単位の履修や現地の生活に関する情報交換が積極的になされている。また、中国・韓国からの派遣学生と日本人学生の間では、大学の行事(高校生セミナー、ホーム・カミングデーなど)や研修旅行等の場や、チューターとしての活動を通じて積極的な交流がなされている。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 2-3 における本プログラムの取組状況は「進展している」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・派遣先から帰国後の自大学学生の学習面に対する支援が必要となる。
- ・中国・韓国からの受入学生の名古屋大学における身分は特別聴講学生であり、規定上、正規学生と異なる扱いをされるため、諸般の不都合が生じていることから、それに対する策を講じる必要がある。
- ・各参加大学からの第一期の派遣学生が派遣元大学に帰国した後は、これら学生を今後の学習・生活支援に取り込んでいく必要がある。

基準 2－4 単位互換・成績評価

単位の取得や海外大学等との互換方法、成績評価の方法および海外大学等との互換方法が定められ、機能しているか。

1. 基準 2－4に係る現況の説明

a) 単位認定・互換

・本プログラム開始以前から交換留学生の留学による単位振替認定は行われてきており、その際、シラバス等の提出を求め、単位制度・授業時間数等はじめ履修単位の内容を詳細に検討した上で、振替認定を行っている。本プログラムにより取得した単位の振替認定についても同様である。

・単位互換の上限管理については、以下のように協定書に規定する。

【日本/中国→中国/日本】

必修科目：半期・2 単位科目 3 講義

選択科目：半期・2 単位科目 8 講義以下(最大合計 22 単位)

【日本/中国→韓国】

必修科目：半期・3 単位科目 3 講義

選択科目：半期・3 単位科目 4 講義以下(最大合計 21 単位)

【韓国→日本/中国】

必修科目：半期・日本中国では 2 単位の科目として開講されるが、3 単位科目として 3 講義

選択科目：半期・日本中国では 2 単位の科目として開講されるが、3 単位科目として 2 講義以下(最大合計 15 単位)

b) 成績評価・学位授与

・すでに QA 協議会において成績評価方法に関する調整が行われている。成績評価は QA 協議会が策定するガイドラインに基づき、講義担当者が原案となる成績評価を行い、それを QA 協議会に報告し、了承されることで確定する。このような形で、単位の実質化が図られることとなっている。

・共通科目を履修して単位を取得した 1 年間の学部交換学生、および受入大学の教員の指導の下、研究活動を行った 1 年間の大学院交換学生は、ユス・コムーネトライアングル交流プログラムの事務局からディプロマが授与される。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 2－4 における本プログラムの取組状況は「標準的」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・4 年での卒業を保障するために、単位互換・成績評価に関して改善をする必要がある。
- ・具体的な単位互換方法を引き続き検討する必要がある。
- ・参加大学において単位互換方法を統一化する。

基準3 学習成果
教育プログラムの目的に即して学習成果を測定する方法を設定し、成果が適切にあげられているか。

1. 基準3に係る現況の説明

a) 学習成果の測定と結果

- ・平成25年3月にはじめて、すべての第一期参加学生の単位取得状況が明らかになり、現状を把握することができた。学習状況の分析結果をふまえ、不足している点については、本プログラム担当教員から参加学生にアドバイスをしたり、関係大学と協議を行ったりして、その改善に努めている。
- ・学習成果に関する調査(学生の講義の履修状況等についての質問票を用いた調査)等を行っているが、その測定方法を適切に設定するところまでは至っていない。

b) プログラム履修後の状況

- ・現時点でプログラム修了者は存在しないが、1年の交流プログラムの修了後は、聞き取り調査、追跡調査等を実施し、今後の教育内容や指導方法の改善に活用する予定である。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準3における本プログラムの取組状況は「標準的」と自己判定する。

2. 今後の課題点

帰国後の展開までを視野にいれ、学習成果を確認する方法(たとえば研究論文の提出や評価など)について検討する必要がある。

基準 4 内部質保証システム
内部質保証や改善のための体系的な取組みが、参加大学との連携のもとで行われ、機能しているか。

1. 基準 4 に係る現況の説明

a) 内部質保証システムの体制

- ・学生から定期的な意見聴取(授業アンケート、懇談など)を実施している。
- ・派遣学生・受入学生へのアンケート調査とレビュー、事前教育・附属プログラムの参加学生へのアンケート調査とレビュー、および履修状況と学習成果の分析が行われている。
- ・参加大学間の連携のもとでの、定期的な外部者によるレビューは行われていないが、今後 QA 会議等を通じて外部者のレビューについて検討する予定である。
- ・自大学の自己点検・評価や認証評価において、本プログラムの状況についても含めることで、大学全体としての質保証においても考慮されている。
- ・本プログラムの教育内容や学生の学習成果・教育効果の情報は、高校生セミナーやホーム・カミングデー、新任研修会におけるポスター発表を通じて、プログラムの教育内容を社会、学内に向けて発信をしている。事前研修、International summer school などの附属プログラムの成果については、参加学生による報告書を作成し、公表している。このようなかたちで、本プログラムの実施状況を公表・発信することにより、社会で広く理解されるようになってきているものと判断する。

b) 改善実績・将来計画

- ・レビュー結果は参加大学間で共有されており、QA 協議会および院長・学部長会議の場におけるそれに対する検討を通じて本プログラムの改善へ活用されている。
- ・本プログラムは自大学の国際化や他の教育への影響を及ぼすことが意図されており、同時に、これまで法学研究科・法学部が取り組んできた国際的な教育・研究活動が本プログラムに及ぼす影響も大きい。実際に、本プログラム短期研修と日本法教育センター在籍学生の日本研究とを同時に実施したことで、参加学生に対して本プログラムが想定する以上の大きな成果を与えることができた。
- ・公的な資金助成が終了した後の、本プログラムの継続については、その方向で検討が進められている。

〈段階判定の尺度と説明〉

以上のことから、基準 4 における本プログラムの取組状況は「標準的」と自己判定する。

2. 今後の課題点

- ・学生の負担も考慮しながら学習成果の公表の機会を増やす。
- ・本プログラムが学部生向けであることに主眼を置いた、プログラムの継続のための検討が必要である。

基礎データ票

[大学名]	名古屋大学
	(中国側大学) 中国人民大学、清華大学、上海交通大学
[構想名]	(韓国側大学) 成均館大学、ソウル国立大学
	東アジア『ユス・コム・ネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

1. 構想全体における交流学生数(実績)

(単位:人)

平成23年度		平成24年度	
受入	派遣	受入	派遣
0	11	28	35

2. 奨学金・宿舍提供の状況

(単位:人)

(1)奨学金を受けている学生数		平成23年度		平成24年度	
		受入	派遣	受入	派遣
内 訳		0	0	10	10
	日中韓三国共通の財政支援受給者	0	0	10	0
	大学による奨学金	0	0	0	10
	その他の奨学金	0	0	0	0

(2)宿舍(大学所有の宿舍、大学借り上げによる宿舍等)を提供されている学生数		平成23年度		平成24年度	
		受入	派遣	受入	派遣
		0	注1)11	28	注2)35

注1) 11名は宿舍の提供を受けたものの、宿泊費については名古屋大学が負担した。

注2) 35名中、中国に短期で派遣された16名は宿舍の提供を受けたものの、宿泊費については名古屋大学が負担した。

3. 個別の交流プログラムの概況

※色の見方 外国人学生の受入れ(中韓⇒日本) 日本人学生の派遣(日本⇒中韓)

受入/ 派遣	相手国	平成23年度		平成24年度			
		第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
受入	中国				①5 ②4	③5	
	韓国				①5 ②4	③5	
派遣	中国		②7		③7	④4	⑤1 ⑧9
	韓国		①4			④5	⑥5 ⑦4

外国人学生の受入れ(中韓⇒日本)								日本人学生の派遣(日本⇒中韓)							
No.	交流期間		派遣元	交流内容	取得可能 単位数	学生交流数		No.	交流期間		派遣先	交流内容	取得可能 単位数	学生交流数	
	始期	終期				計画値	実績		始期	終期				計画値	実績
①	24.08	24.08	中国	事前研修(サマーセミナー) (3週間)	0	5	5	①	24.02	24.02	韓国	事前研修(10日間)	0	5	4
			韓国		0	5	5	②	24.03	24.03	中国	事前研修(10日間)	0	5	7
②	24.08	24.08	中国	付属プログラム(サマーセミナー) (3週間)	0	4	4	③	24.09	24.09	中国	附属プログラム(1週間)	0	4	7
			韓国		0	4	4	④	24.09	25.08	中国	長期派遣	44	4	4
③	24.09	25.08	中国	長期受入れ	44	5	5		24.09	25.08	韓国		39	5	5
			韓国		30	5	5	⑤	25.02	26.01	中国	長期派遣	44	1	1
								⑥	25.02	25.02	韓国	事前研修(10日間)	0	5	5
								⑦	25.02	25.02	韓国	附属プログラム(10日間)	0	4	4
								⑧	25.03	25.03	中国	事前研修(10日間)	0	5	9

「キャンパス・アジア」モニタリング自己分析書別添 授業科目一覧表

名古屋大学	
(中国側大学) 中国人民大学・清華大学・上海交通大学	(韓国側大学) 成均館大学・ソウル大学
東アジア『ユス・コム・ネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成	

1. 日本側の授業科目(中国・韓国から受け入れた学生が単位取得した科目)

授業科目の名称	教授言語	担当教員	受講年次	学期 (半期/通年)	必修/選択	取得可能単位	単位取得者数
Reading Legal Documents	英語	Glenn Melchinger	2年	半期	選択	2	6
Comtemporary Japanese Law I	英語	Glenn Melchinger	2年	半期	必修	2	9
Preliminary Seminar A	英語	Westra Richard John	1年	半期	選択	2	5
Political Systems	英語	Westra Richard John	1年	半期	選択	2	4
Political Science	英語	Tamura Tetsuki	2年	半期	選択	2	1
Academic Japanese (Reading & Writing) III	日本語	KATO Jun	2年	半期	選択	1.5	1
Japanese for Social Science I	英語	KONDO Yukihito	2年	半期	必修	2	9
Special Lecture and Seminar (Comparative Law and Politics seminarsI)	英語	Matuura Yoshiharu	修士1年	半期	選択	2	7
Professional Studies in International Human Rights Law II	英語	Obata Kaoru	修士1・2年	半期	選択	2	2
Special Lecture and Seminar (Workshop on International Negotiation)	英語	Frank Bennett	修士1・2年	半期	選択	2	1
Special Lecture and Seminar (Comparative Asian Corporate Theory)	英語	Reporters for Yomiuri Shinbun Tokyo main office	修士1・2年	半期	選択	2	7
Comparative Studies in Public Administration	英語	Ushiro Fusao	1・2年	半期	選択	2	4
環境法	日本語	下山 憲治	3・4年	半期	選択	2	1
近代日本の政治と外交	日本語	増田 知子	1年	半期	選択	2	1
現代日本の政治と行政	日本語	小野 耕二	1年	半期	選択	2	1
法社会学	日本語	原田 綾子	3・4年	半期	選択	2	1
西洋政治思想史	日本語	菊池 理夫	3・4年	半期	選択	4	3
地域政治	日本語	小池 康弘	2・3・4年	半期	選択	2	1
中国法	日本語	宇田川 幸則	3・4年	半期	選択	4	1
法哲学基礎研究 II	日本語	森際 康友	修士1・2年	半期	選択	4	1
法哲学	日本語	森際 康友	3・4年	半期	選択	4	1
日本政治史 I	日本語	増田 知子	2年	半期	選択	2	1
日本政治史 II	日本語	増田 知子	2年	半期	選択	2	1
日本法制史研究 II	日本語	神保 文夫	修士1・2年	半期	選択	2	1

2. 中国側の授業科目(中国に留学した学生が相手大学先で単位取得した授業科目)

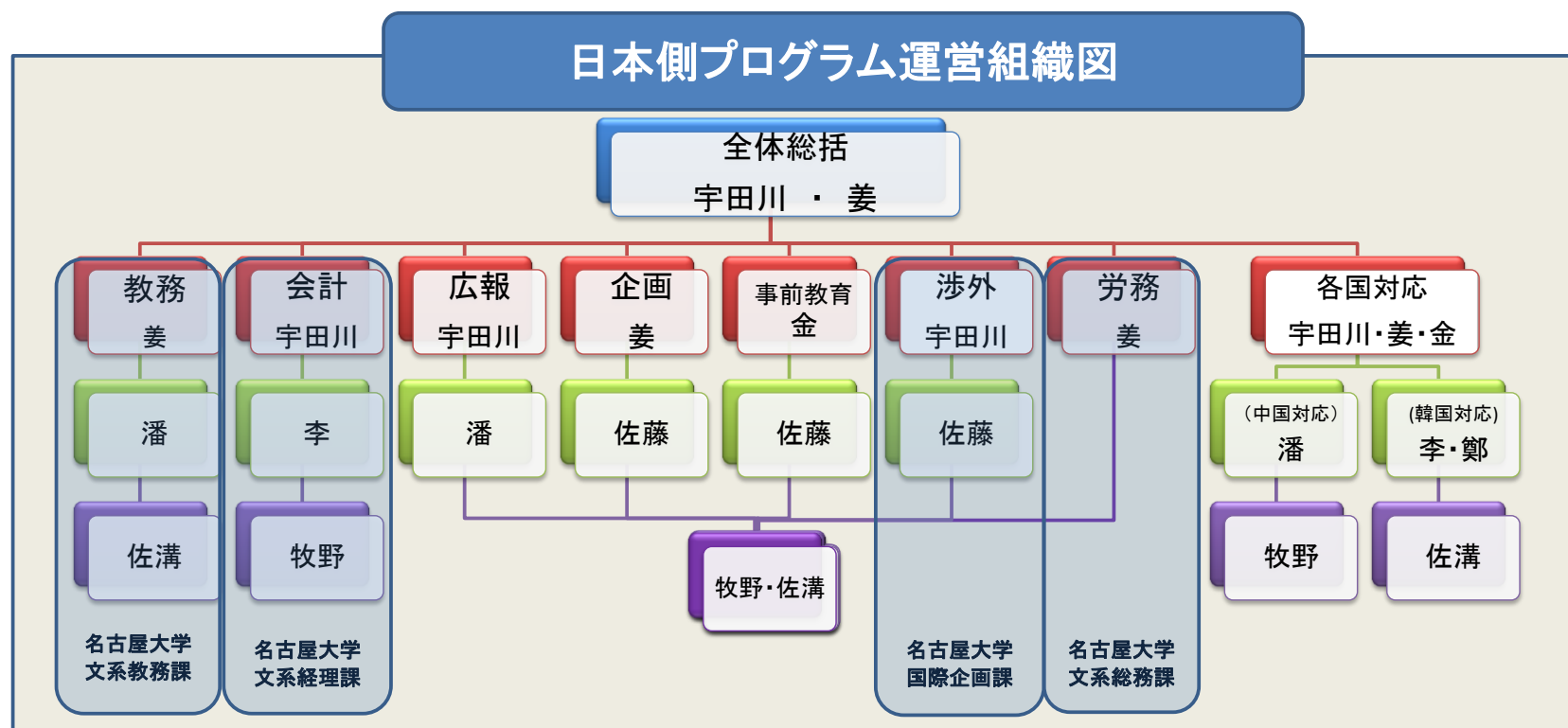
授業科目の名称	教授言語	担当教員	受講年次	学期 (半期/通年)	必修/選択	取得可能単位	単位取得者数
Introduction to the US Law	英語	Jeffrey Wayne Grove	修士1・2年	半期	選択	2	2
Tort Law of the US	英語	Matias Sueldo	修士1・2年	半期	選択	2	2
Introduction to Chinese Politics	英語	REN Feng	1・2・3年	半期	必修	2	4
Chinese Social Science	英語	LU Haina	修士1・2年	半期	選択	2	4
Comparative Legal Study in East Asia	英語	DING Xiangshun ZHENG Weiwei	1・2・3年	半期	必修	2	4
Introduction to Chinese Law	英語	Zhu Jingwen Ding Xiangshun Feng Yujun	1・2・3年	半期	必修	2	4
Chinese Contract Law	英語	Zhang Yongfan	修士1・2年	半期	選択	2	1
Dispute Resolution Mechanism	英語	Stephen Leonard	修士1・2年	半期	選択	2	1

3. 韓国側の授業科目(韓国に留学した学生が相手大学先で単位取得した授業科目)

授業科目の名称	教授言語	担当教員	受講年次	学期 (半期/通年)	必修/選択	取得可能単位	単位取得者数
Introduction to Political Science	英語	YOO, Chull	学部	半期	必修	3	5
Introduction to Korean Law	英語	JANG, Junhyok	学部・大学院	半期	必修	3	5
Korean language course 1	韓国語	(Sungkyun Language Institute)	学部	半期	必修	9	5
Political & Economic Development in Korea	英語	YOO, Chull	学部・大学院	半期	選択	3	3
Contemporary Korean Society & Culture	英語	SON, Cheol Bae	学部・大学院	半期	選択	3	1

名古屋大学 キャンパス・アジアプログラム実施体制表

日本側プログラム運営組織図



名古屋大学内関係部署

- ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター
- ・法学研究科学部国際関係プログラムに関する学務事項検討委員会
- ・法学部Web広報委員会
- ・キャンパス・アセアン事務局 (法学部担当)

日中韓合同

- ・ Quality Assurance 委員会
- ・ Quality Assurance 協議会
- ・ 法学院長・学部長会議

中国

中国人民大学 International Office Xu Fei	清華大学 International Program Office Yang Boyi	上海交通大学 International Program Office Xie Mingyang
---	--	---

韓国

成均館大学 キャンパス・アジア 事務局 Kwon Chul	ソウル国立大学 法務教育支援室 U Mi-Hyoung
--	-----------------------------------

名古屋大学 キャンパス・アジアプログラム関連教職員

職位	名
教授	宇田川 幸則
教授	姜 東局
特任准教授	金 彦叔
特任講師	李 正吉
特任講師	鄭 燦玉
特任講師	佐藤 綾
特任助教	潘 芳芳
事務補佐員	牧野 考代
事務補佐員	佐溝 美乃里